

沿 革

年 月	内 容
大正 7年 7月	山林課鰍沢出張所を設置し、その下に分担区を置く。
昭和13年12月	鰍沢出張所を鰍沢林務署と改称。
昭和20年 4月	栄林務署増設。
昭和25年 8月	林務署を廃し、鰍沢営林事務所を設置。庶務課、業務課の2課を置く。
	恩賜林の経営を所掌し、一般民有林行政と林産物検査事務所を地方事務所林務課に移管。
	分担区を営林区に改称。
昭和30年11月	地方事務所林務課を統合し、鰍沢林務事務所と改称。
	庶務課、県有林課、民有林課、森林土木課の4課を置く。
昭和33年12月	県有林課に業務係、経営係を、民有林課に造林係、指導係を、森林土木課に治山係、林道係を置く。
昭和36年 4月	富沢林木育種場開設。
昭和37年 5月	県有林課に直営生産係、管理係を新設。
昭和38年 5月	組織を改正し、4課9係とする。
	庶務課(庶務係・管理係) 県有林課(業務係・経営係・直営生産係) 民有林課(造林係・指導係) 森林土木課(林道係・治山係)
昭和43年 4月	組織を改正し、4課11係とする。
	庶務課(庶務係・会計係) 指導課(指導係・造林係・保安林係・林業構造改善係)
	県有林課(業務係・経営係・直営生産係) 森林土木課(林道係・治山係)
昭和46年 4月	県有林課直営生産係を分離し、林産事務所に移管。
昭和47年 4月	次長設置。
昭和49年 4月	指導課に林業改良普及班を新設し、保安林係を森林保護係に改称。
	県有林課を調査計画係、管理係、経營業務係の3係とする。
昭和49年 7月	南巨摩合同庁舎に移転。
昭和51年 4月	営林区を全廃。

年 月	内 容
昭和52年 4月	組織を改称し、5課とする。
	管理課(土地管理係・施設管理係)を新設し、県有林課の管理係を廃止。
昭和55年 4月	係制を廃し、担当制とする。
	工事検査員を設置。
昭和57年 4月	技術指導幹を設置。
昭和59年 4月	富沢林木育種場を林業技術センターへ移管。
平成 4年 4月	組織を改正し、次長(技術)及び森林保全幹を新設し、技術指導幹を廃止。
	4課11担当制とする。
	総務課(総務担当)林業振興課(林業指導担当・森林育成担当・産地形成担当)県有林(管理担当・計画担当・経営収穫担当・経営造林担当)森林土木課(林道担当・治山担当・施設管理担当)
平成 9年 4月	林業振興課で、林業改良普及班を廃し、林業指導担当及び森林育成担当の2担当とする。
	森林土木課を治山林道課と改称する。
平成11年 4月	県有林課の計画担当と管理担当を統合し、計画管理担当とする。
平成13年 4月	地域振興局の設置に伴い、峡南地域振興局林務環境部とする。
	地方振興事務所及び保健所の環境業務を移管し、環境課を設置。
	地方振興事務所の自然保護業務等を移管し、林業振興課を森づくり推進課と改称する。
	総務課を廃し、総務スタッフを設置。
	工事検査員を企画振興部に移設する。
平成18年 3月	西八代合同庁舎に移転。
平成18年 4月	組織改正により峡南地域振興局林務環境部を廃し、峡南林務環境事務所と改称。
	環境保全幹及び工事施工管理幹を設置。
平成19年 4月	総務スタッフを廃止。
平成24年 4月	森づくり推進課に林業公社改革担当を設置。
平成29年 3月	林業公社改革担当を廃止。